

「登録建設業経理士」制度の創設について

財団法人建設業振興基金

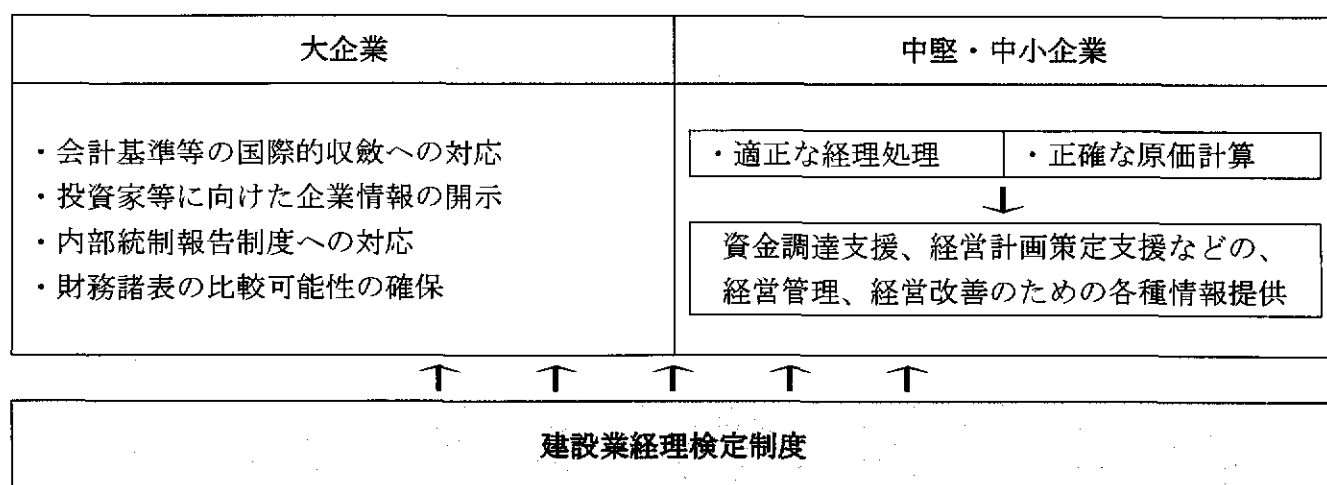
建設業振興基金では、平成21年3月、建設業法施行規則第18条の3第2項に規定する「登録経理試験」の合格者を対象とした実務者登録制度として、「登録建設業経理士制度」を創設いたしました。

私どもでは、この事業の推進により、高度な専門知識を持つ実務者集団の育成に力を入れていきたいと考えております。何卒ご理解・ご協力を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

1. 建設業経理検定制度と経営事項審査

建設業界を巡る様々な外部環境の変化は、企業の内部環境に対しても変革をもたらしました。かつての経理部門の役割は、受注した工事に係る記帳処理等が主でありましたが、現代ではその他様々な役割が課せられています。円滑な企業経営の遂行はもとより、特に中堅・中小規模の企業における経営体質強化のためには、経理部門と他部門との有機的な連携が必須となっています。さらに、経営に関する共通言語としての会計知識は、企業の規模や、事務職員・技術職員を問わず必携となっています。

財団法人建設業振興基金では、昭和56年度より関係機関・団体の協力のもと、建設業経理検定事業を行っていますが、当該事業はこれら多様な役割を担う人材育成の場として、また、建設企業が作成する財務諸表の質の確保・向上のため、今後とも業界全体をもって取り組むべきものと考えています。



また、建設業経理検定の合格者については、平成6年から経営事項審査において評価がなされており、平成20年12月末日現在、評価の対象となる1級及び2級の合格者数は256,343名となっております（内訳：1級18,851名、2級：237,492名）。

さらに、平成20年の経審改正においては従前からの評価に加え、経理実務責任者による自主監査（1級合格者等が、経理処理を確認した旨の書類に署名し提出すること）を新たに評価する措置が創設されております。

2. 登録建設業経理士制度の創設について

平成20年の経審改正の趣旨には、企業が作成する計算書類における虚偽や誤謬を防止し、質の高い企業情報の作成に関与できる人材に対し適正な評価を行うという一面があります。登録経理試験の合格者は、今まで以上に重要な役割を担うこととなることから、国土交通省総合政策局建設業課より、当基金宛に下記の通知がなされました。

国土交通省総合政策局建設業課から基金への事務連絡（平成20年3月17日付）

1. 登録経理試験実施機関は、登録経理試験に合格した者について、それらの者に係る記録の保持等の適切な管理に努められたい。
2. 登録経理試験実施機関は、登録経理試験に合格した者の建設業の経理に関する業務を遂行する能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、企業会計基準の変更等必要な情報の提供その他の措置の実施に努められたい。

基金が今後対応すべき事柄

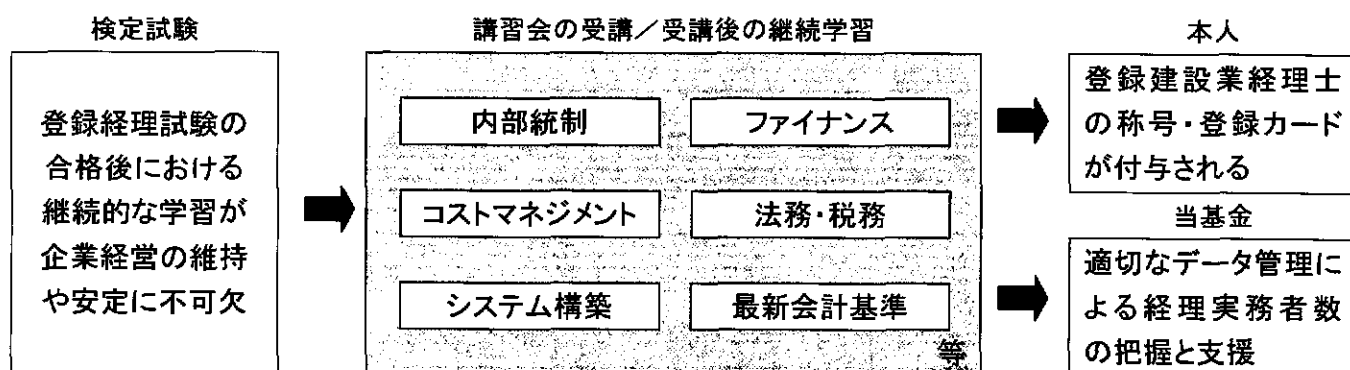
個人情報の保護を念頭に置きつつ、適切な情報管理に努めること
能力の維持向上を図るため、各種のフォローアップ等を行うこと

=

経営の安定化に努力
する企業を支援する

以上の流れから、建設業経理検定合格者に対する支援策として、当基金が今後対応すべき事柄は、個人情報の保護を念頭に置きつつ適切な情報管理に努め、かつ、各種フォローアップの機会を設けることによって、経営の安定化に努力する企業や、これらを担う人材を支援することであると考えております。このような状況のもと、平成21年3月から、当基金では登録経理試験の合格者を対象とし、会計・経理知識等の維持及び向上を図ることを目的とし、登録建設業経理士制度を創設することといたしました。

ご案内の通り、わが国企業会計基準の動向は、国際会計基準との調和を図ることを目的とした世界的なコンバージェンスの流れにより、日々変革を遂げています。実務者がこれら知識を学び、企業経営に活用することにより、当該企業の経理面における信頼性が増すものと考えられます。



登録により、従来の「〇級建設業経理士」、「〇級建設業経理事務士」の方の称号は

「登録〇級建設業経理士」となります。

3. 登録制度・登録講習会の概要

・登録建設業経理士制度とは・・・

従来の1級及び2級建設業経理事務士検定試験の合格者、平成18年度以降の1級及び2級の建設業経理士検定試験合格者を対象とした実務者登録制度であり、基金が実施する登録講習会を修了すること等により、「登録1級建設業経理士」または「登録2級建設業経理士」の称号が付された登録証を発行するものです。登録期間は5年であり、当該5年間については、会計・経理知識についての維持向上を意欲的に行い、検定試験合格後も積極的な自己研鑽を行う者であることを、当財団が証明・認定します。

登録者には、上記の称号が付された顔写真付きの登録証（カード）が発行され、検定試験合格、かつ検定合格後の継続学習を行っている者であることが証明されます。また、登録者には継続学習ツールとして、無料版メールマガジン「建設業経理通信」に加え、登録者限定の「建設業経理通信 *Premium*」が登録期間中にわたって配信されます。なお、所属企業等の情報が公示されます。

・登録の方法は・・・

登録するには、登録講習会を受講するか、基金が定める要件を満たしたうえで登録を申請する必要があります。

・登録講習会の内容は・・・

登録講習会は、1級合格者向け、2級合格者向けと内容が異なります。1級合格者向けの内容は、経営事項審査における自主監査の内容を踏まえ、監査論、財務諸表チェック、最新の会計動向をはじめ、企業経営実務に関連した高度かつ専門的な内容となります。また、2級合格者向けの内容は、日常的な経理実務に必要な財務諸表論や、決算分析等の知識付与が中心となります。受講料（登録料）は、15,000円です。

4. 登録のメリット等

（1）登録カード

登録を行った方については、有効期間5年の登録証が発行されます。経営事項審査の申請時には、当該登録証のコピーを添付する例が想定されますが、当該人物については、1級又は2級の登録経理試験に合格していることのみならず、合格後においても積極的な自己研鑽を行い、企業の経営安定化に努力する者であることを当基金が証明しています。

（2）登録者の公示

当基金ホームページ上に、登録者の所属企業を公示します。これにより、当該企業が経理面の信頼性を高める努力を継続して行っていることが確認できます。

(登録証サンプル)

K 財団法人 **建設業振興基金** 登録1級建設業経理士 **登録証**

合格番号: 123-123456
資格取得日: 2006年(平成18年)04月30日
(株)振興基金組
シンコウ モトコ **Sample**
振興 基子
1975年07月16日生
登録有効期限: 2014/03/01



登録1級建設業経理士であることを証明します。

(ホームページ公示例)

〇〇県 ××市 △△建設(株) 登録1級建設業経理士 xx名 登録2級建設業経理士 xx名
××県 △△市 〇〇建設(株) 登録1級建設業経理士 xx名 登録2級建設業経理士 xx名
△△県 〇〇市 ××建設(株) 登録1級建設業経理士 xx名 登録2級建設業経理士 xx名

(3) 継続学習ツールの配信

登録者限定の「建設業経理通信 *Premium*」が登録期間中にわたって配信されます(月1回)。

以上

2 級建設業経理士 登録講習会 カリキュラム

時間	内容
(270 分)	1. 登録建設業経理士の業務と担うべき役割 ・現代における企業経営と経理部門の役割、登録建設業経理士の役割 ・適正な会計処理と、財務分析を行うことの必要性 ・経営事項審査における「自主監査」とは何か 2. 建設業の経理実務に必要となる、財務諸表論と財務分析の知識 ① 財務諸表論・財務分析概論 ・会計のトライアングル体制／会計公準／企業会計原則／会計基準 ・収益／費用（収益認識、期間費用の処理 etc） ・資産／負債／純資産 ・引当金（貸倒引当金、退職給付引当金、工事損失引当金） ・金融商品会計（金銭債権／債務の評価、有価証券の評価） ・リース取引 ・外貨建取引等 ・税効果会計 ・財務諸表作成 （正常営業循環基準／1 年基準、営業損益計算／経常損益計算／純損益計算） ・キャッシュ・フロー ・財務分析 ② 問題演習等 ・個別計算問題等 ・決算整理→精算表作成→財務諸表作成→財務分析
(30 分)	終了確認 講習内容を習得されたことを確認します。

（注意事項）

- ・当日は、筆記用具及び計算機をお持ち下さい。